

## 公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行います。

令和6年12月25日

収支等命令者

佐賀県立盲学校長 善 由美子

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 品名・数量 両面点字プリンター 1台  
点字墨字プリンター 1台
- (2) 仕様 別紙「入札条件書」のとおり
- (3) 納入期限 令和7年3月24日(月)
- (4) 納入場所 佐賀県立盲学校
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書(様式第3号)に記載すること。

### 2 入札参加資格

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 入札参加届を提出している者。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

上記2(1)の資格のない者で競争入札へ参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式を下記場所へ令和6年12月27日(金)午後2時までに公告の写しとともに提出し、入札時までに入札参加資格を得ていること。

- ①入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所  
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当(新館2階)  
電話0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp
- ②申請書様式の入手先  
上記①の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

### 4 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

郵便番号 840-0851  
佐賀市天祐1丁目5番29号  
佐賀県立盲学校 事務室  
電話番号 0952-23-4672  
電子メールアドレス mougakkou@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和6年12月25日(水)から令和7年1月10日(金)まで佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載するとともに(1)の部局において午前9時から午後4時までの間交付する(土曜日、日曜日を除く。)

#### (3) 入札説明会 実施しない

#### (4) 入札参加届

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、令和7年1月10日(金)午後4時までに「入札参加届(様式第1号)」及び「営業概要書(様式第2号)」を佐賀県立盲学校に必着で持参又は郵送すること。

イ 期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 一般競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがある。

エ 提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置を受けたとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 「入札参加届(様式第1号)」を提出した後に入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届(様式第5号)」を書面で提出すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月15日(水) 午前10時

(2) 場所 佐賀市天祐1丁目5番29号 佐賀県立盲学校 会議室

(3) 入札方法 入札書(様式第3号)及び内訳書(別紙様式)を入札者が直接持参又は郵送すること。代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式第4号)を提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年1月14日(火)午後4時までには必着とする。提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

また、入札書在中の封筒に「点字プリンター 入札書在中」と朱書きすること。

その他注意点については別紙「郵送による入札の注意事項について」を確認すること。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は、延期することもあるので、事前に4の(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)の規定により無効と認められているものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が入札比較価格(税抜き)の予定価格)以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者候補とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- エ 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。

(6) 代金の支払い方法

適正な請求書を受理してから30日以内。

(7) 詳細は、「入札条件書」による。